

3号随意契約見積参加者選考調書

下記の役務契約に係る見積の参加者の案は、次のとおりとする。

令和4年1月11日

被指名者選考委員会

(1) 物品又は役務の 名称及び数量	曙図書館清掃及び除雪業務 一式
(2) 契約の締結を 予定する時期	令和4年3月9日
(3) 随意契約を 行う理由	<p>本業務は、障がい者に対して、自立訓練又は就労の機会の提供、その他障がい者が社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得に寄与するため、契約の相手方は、障害福祉サービス事業を行う者等で、業務従事者は障がい者であることが要件となる。</p> <p>また、施設の衛生環境を維持するため、業務履行にあたっては、従事する障がい者への職能訓練及び清掃業務全般について技術と知識・経験を有し、図書館利用者の安全を保って業務を誠実に履行できることが必要である。</p> <p>当該事業者は、所在地が札幌市内にある障害者総合支援法第5条第1項に規定する自立支援事業を行う施設で、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号等の規定により随意契約できる者の認定基準等を満たす障害者就労施設等である。</p> <p>当該業務は平成26年度から受託しており、業務には現場責任者を除き心身に障がいがある者が従事し、不特定多数の図書館利用者が来館する環境の中で安定して安全かつ誠実に業務を履行している実績があることから上記の要件を満たしている。</p> <p>また、障害者優先調達推進法で国や地方公共団体等が課せられている努力義務（障害者就労施設等から優先的に物品等を調達する）を果たすためには、障がい者への就労機会を継続して提供することが必要であることから、当該事業者を特定随意契約の相手方とする。</p>
(4) 見積参加者 選定基準	障害者総合支援法第5条第1項に規定する自立支援事業を行う施設で、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号等の規定により随意契約できる者の認定基準等を満たす障害者就労施設等で、その施設の所在地が札幌市内にあるもの。
(5) 見積参加者名	特定非営利活動法人地域生活支援グループ・共働友楽舎ワークショップアリス
(6) 申請方法及び 契約の相手方の決定方法	

※ (6)は、契約の相手方を公募のうえ決定するときに、申請方法及び契約の相手方の決定方法を記入します。この場合、(4)見積参加者選定基準欄には、見積参加者(申請者)の条件を記入してください。